

別表（第3条、第6条、第7条関係）

協議図書一覧

種 類	事前協議書 (市要綱)	開発行為申請	都32条申請	区画変更届	明示すべき事項	備考
1 事前協議申請書	○	—	—	—	正副を提出	様式第4号
2 開発行為申請書	—	○	—	—	正副を提出	様式第6号
3 都市計画法第32条による協議	—	—	○	—	正副を提出	
4 区画変更届	—	—	—	○	正副を提出	様式第2号
5 開発区域一覧表	—	—	○	—		
6 委任状	—	○	○	○	・申請者は実印朱肉で捺印又は自署、代理人は朱肉で捺印 ・代理人の住所、氏名及び電話番号	
7 申請者印鑑証明書	—	○	○	○	・受付日より3月以内のもの ・法人の場合は資格証明書	
8 設計説明書	—	○	○	—		細則様式第1号
9 公共施設一覧表	—	○	○	○	加えて、従前施設及び新たな施設	都計法様式
10 登記事項証明書	—	○	○	—	・土地及び建物に関するもの ・受付日より3月以内のもの ・インターネットでダウンロードしたものは不可	
11 権利者の同意書	—	○	○	—	所有者が事業者の場合で他の権利者がいない場合は不要	都計法様式
12 権利者印鑑証明書	—	○	○	—	・受付日より3月以内のもの ・法人の場合は資格証明書	
13 事前協議書一式	—	○	○※	○	副本に原本添付(正本には写しの添付不要)	
14 事前協議書に対する処理書	—	○	○	○		様式第7号
15 開発協議書	—	○	○	○	本市関係各課と協議を完了しているもの	様式第5号
16 周辺住民説明会等経過報告書	—	○	○	○	地番、住所、氏名及び説明者氏名	様式第8号
17 放流協議報告書	—	○	—	—		様式第9号
18 放流協議同意書	—	—	○	—		
19 公共施設明示図書	—	○	○	—	原本照合必要	
20 地籍図	○	○	○	—	公図の写し(開発区域朱線囲・黄色塗り)	
21 警察協議回答書	—	○	○	—	大阪府警貝塚警察署にて協議	
22 標識の掲示写真	—	○	○	○	工事予定地の見やすい位置に設置した写真	要領別図 細則様式第4号
23 開発区域位置図	○	○	○	○	縮尺2,500分の1	
24 現況図	○	○	○	○	・縮尺250分の1以上 ・申請地番及び隣接地番を表示	

種 類	(市要綱) 事前協議書	開発行為申請	都32条申請	区画変更届け	明示すべき事項	備考	
25	土地求積図	○	○	○	○		
26	公共公益用地求積図	—	○	○	—	従前施設及び新たな施設	
27	土地利用計画図	○	○	○	○	方位、開発区域、接続道路の名称、予定建築物の配置、建築敷地境界線、道路後退線、公共公益施設の位置・形態を表示	
28	造成計画図	○	○	○	—	・縮尺 250 分の 1 以上 (平面図及び断面図) ・擁壁、フェンス、塀等の位置・形態、宅地の計算高等(切土(黄)・盛土(赤)を着色)を表示	
29	給排水計画図	○	○	○	○	・縮尺 250 分の 1 以上 ・給水既設本管から敷地内メーターまで(管の種別・管径)を表示 ・排水施設の位置及び形態を表示(処理区域内又は浄化槽設置の場合は敷地内排水計画を含み放流先まで。その他の場合は敷地内最終枿から放流先まで)	
30	流末水路計画図	○	○	○	—	・縮尺 250 分の 1 以上 ・放流する水路、河川等の形態及び放流口の排水施設の高さを表示	
31	建築物計画図	○	○	○	—	平面図及び立面図	
32	公園施設計画図	○	○	○	—	縮尺 250 分の 1 以上	
33	道路計画縦・横断面図	○	○	○	—	・縮尺 250 分の 1 以上 ・新たに道路を築造する場合又は既設道路を改修し開発を行う場合に必要 ・給排水施設の位置・高さ及び道路施設の標準断面を表示	
34	開発許可不要等証明書又は宅地造成行為でない旨の証明	—	—	—	○	写し	
35	開発計画概要書	—	○	○	—	開発審査委員会の審議を要する場合	様式第 3 号
36	その他参考図書	—	—	—	—	市長が必要と認める場合に別途指示	

分譲住宅等の場合は、区画面積表示

<注意事項>

・都市計画法、宅地造成等規制法の市街化調整区域における開発行為等及び建築基準法第 42 条第 1 項第 5 項に基づく道路の位置の指定に関する事前協議申請は、大阪府が定める様式で申請(経由事務)となります。

・都市計画法及び宅地造成等規制法の市街化調整区域における開発行為等に関する事前協議申請は、先に大阪府に申請し、その後貝塚市へ申請となります。

※都市計画法及び宅地造成等規制法の市街化区域における開発行為等に関する事前協議申請は、貝塚市事前協議要綱に定める様式で申請となります。

※自署の場合、本人確認のため運転免許の写し・住民票等を求める場合があります。